

赤穂市教育委員会 殿

最終提言書

(第3次提言)

平成25年10月27日

いじめ問題等再発防止に係る第三者委員会

目 次

■ 最終提言にあたって〔委員長 浅野 良一〕	-----	1
■ 【第1章】事件の振り返りと考察	-----	2
1 事件の概要		2
2 事件の振り返りと考察		3
■ 【第2章】最終提言〔第1次・第2次提言の内容を含む〕	-----	4
1 教育委員会の役割に関すること		4
2 学校の役割に関すること		5
3 教師力の充実に关すること		7
4 児童生徒力と主体性の向上に关すること		8
5 インターネット・リテラシー教育に关すること		9
6 保護者・家庭の役割に关すること		10
7 地域社会の役割に关すること		12
8 赤穂市の子どもたちへ		14
■ 【資料-1】第1次提言 24. 10. 31 《全編》	-----	17
■ 【資料-2】第2次提言 25. 4. 21 《全編》	-----	22
■ 【資料-3】いじめ問題等再発防止に係る第三者委員会の活動	---	30
1 活動の経過		30
2 設置要綱		32
3 委員名簿、事務局員名簿		33
■ 【資料-4】赤穂市いじめ・暴力追放市民大会	-----	34
1 大会の概要		34
2 取組の指針		35
3 大会宣言文		36

最終提言にあたって

平成24年7月17日に、市内生徒による暴行傷害の場面がインターネット上に動画配信されているとの情報が赤穂市教育委員会（以下、教育委員会）に寄せられました。教育委員会は、すぐにこの事件を「いじめ」と認定し、8月20日に、いじめ問題等再発防止に係る第三者委員会（以下、第三者委員会）の設置を決定し、9月2日の第1回委員会から約1年をかけて、8回の委員会で調査・検討等の議論を重ねてきました。

また、第三者委員会は、学校視察や教育委員をはじめとする多くの関係者へのヒアリング、そして学校の第三者評価等も行いながら、いじめ問題という事案の緊急性から、10月31日に緊急提言として第1次提言を、翌年4月21日には第2次提言を、そして、今回、最終提言として第3次提言を出すに至りました。

これらの提言に当たっての基本的な考え方や込められた思いは、次の3点です。

まず第1に、提言を踏まえた取組を「実践」し、そのプロセスや結果を「見える化」することを強く求めました。また、その取組には、①具体的な目標や期限設定、②今回の取組だけでなく各種活動の公開・公表、③PDCAサイクルを回すことによる取組の検証・評価、④検証・評価にもとづく取組のさらなる前進がなければならないことも指摘し続けました。

第2に、市内の各学校、教育委員会、地域、家庭等、子どもの教育に関わる人や機関のコミュニケーションの活性化の必要性を強調しています。それぞれの役割を持って子どもに関わっているはずが、相互のコミュニケーションの不全により、思わぬ隙間が生まれないようにしなければなりません。教育を市民共通の関心事として「風通し」のよい相互関係を構築することが必要です。特に、開かれた学校を目指し、外の風が学校に常に入るようにしていただきたいと考えます。

第3に、学校力の向上です。学校力の基軸は、何と言っても教師の力量です。授業力を高め、分かる授業を実践し、学級経営力や生徒指導力を向上させることが喫緊の課題です。また、教師自身の頑張りもさることながら、教師のチーム力や学校としての組織力向上にも目を向けていただきたいと考えました。学校力は、「赤穂市の力」を測るバロメーターだと言っても過言ではありません。

第三者委員会の提言は今回が最終になります。しかし、この1年の間に、いじめ問題や暴行傷害事件が相次いで発生しています。提言は最終ですが、成果はまだまだであり、今後の取組に期待しています。これまでの提言が、赤穂市の教育力向上の一助となればと思います。

最後になりましたが、第三者委員会の諸活動にご支援・ご協力いただいた皆さまに深く感謝いたします。

平成25年10月27日

いじめ問題等再発防止に係る第三者委員会
委員長 浅 野 良 一

第1章 事件の振り返りと考察

1 事件の概要

《集団暴行傷害事件》

(1) 発生日時 平成24年7月4日(水) 午前0時頃

(2) 発生場所 赤穂市内の公園

(3) 関係者 (被害者) 少年男子1名
(加害者) 少年男子4名

(4) 事件の概要

被害者は仲間呼び出され、午後8時頃、仲間の自宅へ行った。自宅には数名が集まっていた。深夜、被害者が帰宅を懇願したところ、仲間から駐車場で暴行を受けた。その後、人目につかない近くの公園へ移動し、引き続き仲間から暴行を受けた。

仲間の1人が教師に報告したことで事件が発覚し、被害届を受けた警察が加害者を逮捕した。

グループには小学生も加わり、それぞれ課題を抱えた少年たちが、量販店のゲームコーナー等で知り合い、深夜徘徊などの不良行為を続けていた。

《暴行動画ネット投稿事件》

(1) 発生日時 平成24年7月8日(日) 午後5時過ぎ
(通報による認知) 平成24年7月17日(火)

(2) 発生場所 赤穂市内の公園

(3) 関係者 (被害者) 少年男子1名
(加害者) 少年男子1名、(傍観者) 少年男子4名

(4) 事件の概要

学校へ県外の人から通報が入り、事件が発覚した。

インターネットのホームページに動画が掲載されており、内容は、公園で少年2名が1分間の対戦ゲームを始め、1名が一方的に暴行を加えており、周囲ではやし立てる者、動画を撮影している者が映っているものであった。

遊び仲間であったが、これまでも同じようなゲームを数回繰り返していたようである。被害届を受けた警察が現場にいた少年を逮捕した。

暴行の現場がネット上で広く公開されたため、大きな社会問題となった。

2 事件の振り返りと考察

- (1) 事件を検証し背景を考察する中で、事件の加害者も被害者の一人ではないかと感じた。本人自身の問題もあるが、彼らもいろいろな大人からの関わりを受けて成長し、今を生きている。保護者をはじめ、多くの大人の関わりによって、本人自身の問題も発生し、事件に至ったのである。

彼らには、「心の安定を図る居場所がない」「自分の存在が認められる機会がない」「学校との関わりに強い絆がない」などの共通点が見られる。その不安を一時的に解消する場所が彼らの集合場所であり、不良行為を共有することで、自分の存在を確認していたのだと思われる。

グループは、仲間としてのつながりより、強弱の関係によるつながりが色濃く、弱者にとっては、連れ添うこと自体に大きな不安やストレスを感じていたようである。また、自分の不良行為にブレーキをかけてくれるような仲間でもなかった。

彼らが求めていたものは、自由な生活ではなく、大人からの厳しくも温かい関わりであり、自分たちの言動に見え隠れする心の信号に敏感に気づき、思いを聴いてしっかり受け止めてもらうことだった。また、排除ではなく、愛情と心の安定、引き返す場所を提供して欲しかったのである。周囲の多くの大人が少年たちに指導や支援を繰り返してきたにも関わらず、大人の言葉は少年たちの心に届いていなかった。彼らが求めていたものとは違っていただのである。

- (2) 学校環境にも課題が残る。学校を避け、遠ざかろうとする少年たちの気持ちを学校に引き付けるものは、魅力ある、分かる授業である。彼らは、授業に出席する大切さは分かっているが、分からない授業にがまんして出席することに価値や魅力を見出せなかった。

授業は、「分かる喜び」、「認められる喜び」があつてこそ、価値や魅力が生まれてくる。授業は教師と児童生徒でつくりあげるものだが、学ぶ側の努力や積み上げ以上に、教える側にも努力と工夫が求められる。「分かる」こと、「認められる」ことは、学校環境の大切な要素であり、授業は、学校が一番時間と労力をかけなければならない児童生徒の「居場所」であるべきである。また、学校が信頼されるときに必要な条件でもある。

- (3) 彼らへの関わりに何が不足していたのかは、後の最終提言で指摘するが、子どもに関わる大人の責任の軽重や濃淡を比べるのではなく、それぞれが、まず自分を振り返り、何ができたのか、何ができなかったのか、さらに、これから何ができるのかを考えることが大切である。

また、子どもの問題は全て学校が対応し、何かあれば教師が走りまわるのではなく、学力保障と分かる授業づくり、望ましい集団づくりに教師が専念できる条件整備と体制づくりも求められるところである。

- (4) 事件に関係した少年の多くは、保護司、保護観察官、教職員、保護者、同級生等、地域の大人を含めた多くの人との関わりの中で、程度の差はあるものの、自分を振り返り、自分を見つめ直し、それぞれのペースで新しい出発と立ち直りを果たそうとしている。彼らにとって、「事件」が自立への弾みになることを期待している。

第2章 最終提言

■最終提言は、第1次提言及び第2次提言を含む総括提言とする。

■①②③は、提言の次数を表す。〔①：第1次提言〕

1 教育委員会の役割に関すること

（1）提言の実行 ①

- ・ 教育委員会は、この提言及び対策の実施にあたり、その内容を真摯に受け止め、実施に向けて前向きに検討し、具体的な手立てとして、資料や教材を提示するなどの指導や助言を与えながら進捗状況を把握する。

（2）事件に係る不安の解消に向けた行動 ①

- ・ 社会を揺るがせた暴行事件、暴行動画投稿事件を受けて、該当学校を含め、市内各中学校の生徒及び保護者は、特に3年生の進学や進路選択への影響を心配している。
学校に学ぶ他の生徒に対し、高校の入学選抜時に「事件」の影響がないことを伝えるなど、教育委員会幹部が先頭に立って不安を払拭させる手立てをとる。

（3）教師力向上のための研修プログラムの企画・実施 ①③

- ・ 教育研究所の「研修プログラム」や研究部会の活動、教師塾など、教師力の向上につながる研修活動を積極的に活用するとともに、本提言に係る研修プログラムの充実を図る。
- ・ 教師の指導力向上のため、既存の研修会の内容を充実させるとともに、目的や課題に応じた研修内容に切り替えるなど、研修体制を刷新する。
- ・ 研修の推進は、教育委員会と学校との協働により企画・運営する。
- ・ 管理職研修、現職研修等の内容の充実を図り、実践的な研修内容とする。

（4）実践の継続と組織的な活動の確認 ②

- ・ 第1次提言にもとづく「行動指針」「重点項目と要点」「行動計画」の実践継続とともに、学校の進捗状況を把握し、実践内容が学級や学年、学校の教育目標と有機的に関連したものであり、校長を中心とした組織的な取組になっているかを確認する。

（5）主体性のある児童生徒の活動への支援 ②

- ・ 児童生徒の主体性を生かした取組を支援し、児童生徒と学校の「いじめ・暴力」追放意識を高める手立てだけでなく、学校の体質改善に向けた拮据りのある指針を提示する。

（6）取組の公開と指導助言の充実 ③

- ・ 教育委員会の取組や事業の実施について、さらに広く市民に公開、公表する。
- ・ 事務局指導主事は、学校教育全体にわたる適切な指導助言を行い、長期的ビジョンに基づいた指針を学校現場に提示する。そのために、さらにスピード感ある業務遂行や事務事業の効率化と合わせて、指導内容の充実を図るために、多岐にわたる学校教育関係事務への人的支援が必要である。指導主事が、多様な教育問題や教育課題へのきめ細やかな対応ができるよう事務局組織の改善が求められる。

2 学校の役割に関すること

(1) 校長のリーダーシップの発揮 ①②

- ・ 学校経営の責任者として、常に先を見通し、学校のめざす方向性を教職員をはじめ、児童生徒、保護者、地域へ明確に提示する。
また、生徒指導は関係機関と連携しながら、学校組織全体で対応することをより一層周知徹底し、学級・学年や特定の教師による判断によって、意思統一した学校の方針が揺らぐことがないよう、学校として統一した対応を継続する。
- ・ 教職員による協議の場を積極的に設定し、校長の意思を伝えるとともに、教職員の共通実践を指示する。
- ・ 学校「行動計画」の実践にあたり、校長は教職員への周知と組織的で具体的な行動につながる明確な指示を行う。
- ・ 学校「行動計画」の推進状況や児童生徒の変容や課題などについて、学校だより(学校通信)やホームページなどを利用して、保護者や地域に発信する。
- ・ 生徒指導問題について、課題が複雑化・長期化することが予想される場合は、学校の行動範囲を教職員に明確に示し、関係機関と連携した対策を講じる。

(2) 安心・安全宣言 ①

- ・ 「いじめ・暴力を許さない」「何かあれば全力で守りきる」学校づくりを児童生徒に宣言するとともに、児童生徒の協力を緊急アピールする。
- ・ 保護者や地域、学校評議員、学校関係者等へも発信することで、学校への協力体制の土台づくりを推進する。
- ・ 全ての児童生徒が安心して学習できる「条件」を学校が設定し、平成24年度中に実現を図る。

(3) 教師力の向上 ①

- ・ 安心・安全な学校環境づくりを実現する原動力として、教師力を高める実践研修を実施する。
- ・ 若い教師の見識や多様な事例への対応力を高めるため、ベテラン教師によるサポートやフォロー体制を確立する。

(4) 学校開放と地域力の活用、地域への貢献 ①

- ・ 地域行事への協力と協働を進め、児童生徒が地域の一員として活動し地域に貢献することで、地域と児童生徒をつなぎ、さらに地域と学校をつないでいく。また、オープンスクールなどの学校開放を進め、地域の方々が学校に来やすい環境づくりを工夫する。

(5) 第三者委員による学校視察から ②

- ・ 事件の受け止め方と認識、「行動計画」の内容について学校間の差が大きく、学校内においても、校長と教職員の意識や認識に温度差が見られる。
- ・ 個々の教師は頑張っているが、チームとしての動きが不十分である。組織的に動ける実質的な体制づくりや組織を機能させるための改革が必要である。

(6) 第三者委員による教職員への聞き取り調査から ②

- ・ 課題を持つ児童生徒への関わりには、関係機関の横断的な連携が必要である。
- ・ 事件は、子ども自身と家庭の問題としてとらえられ、学校には問題や課題がない

という意識や認識を感じた。

- ・ 学校に対する保護者や地域の関心が低く、会合等への参加者が少ないという現状がある。
- ・ 教室の汚れや掲示物への落書き、参観日や会合などでの保護者の私語、児童生徒によるいじめ・不良行為などに対する保護者や教職員の意識に差がある。
- ・ 学校が地域へ出かけ、地域貢献活動を通して地域との交流を展開する必要がある。
- ・ 状況により、生徒の自立をうながす立場で生徒を支援することも必要である。

(7) 具体的で外部から見える対策 ③

- ・ 第三者委員会の提言の趣旨と目的を明確にし、学校、家庭、地域への広報活動と共に、具体的で見える対策を推進し、学校が変わりつつあるという周囲の意識を高めることにより、学校への関心を高めるとともに、良き緊張感を持って信頼回復に努める。

(8) 子どもを生かす取組の創造 ③

- ・ 指示や命令ではなく、子どもたちの思いや願い、意見を引き出す工夫に努め、教師による「いじめ・暴力追放」の指導と並行して、子どもたちの主体性を生かす「いじめ・暴力追放」活動を展開する。

(9) 不登校問題 ③

- ・ 新たな不登校児童生徒、不登校傾向者を出さない学校環境づくりに努める。
- ・ 校種間の連携と協働により、学校環境・生活環境の変化をできる限り小さくする手立てを進め、「ひと、もの、こころ」が次の学校に確実に引き継がれていく体制を構築する。

(10) 分かる授業づくり ③

- ・ 実践的な研修を通して「分かる授業」づくりに努め、メリハリと魅力ある授業展開によって児童・生徒を引き付ける。
- ・ 授業公開にあたっては、授業のねらいを達成するために、児童生徒の実態や教材の分析、指導の方法などについて十分検討と考察を行い、授業を通して児童生徒に何をつかみ取って欲しいのか、いわゆる授業のねらいが明確で具体的に分かる学習指導案を作成する。

(11) 保護者との協力関係づくり ③

- ・ 第2次提言では、「教育の原点は保護者と家庭にある」ことを明記したが、その機能を十分に果たせない保護者や家庭については、原因を保護者だけに求めるのではなく、信念と誠意を持って保護者に語りかけ、子どもに代わって、環境改善を保護者に求めるとともに、学校と協働して子どもに関わる関係づくりをさらに進める。

(12) 保護者の願いと期待 ③

- ・ 学校は、保護者や市民からの声を「苦情」として対応するのではなく、願いや期待が込められた意見として真摯に受け止め、必要な改善を進める柔軟で機動性のある組織への変革が求められている。
- ・ 保護者は、学校と子どもとの関係が悪化することを懸念し、直接学校へ意見を言うことは少ない。しかし、保護者が何も言わないから良いのではなく、声が学校に届いていない理由を直視するとともに、外部の風を取り込み、積極的に学校を改革していく雰囲気づくりと具体的な手立てや行動が必要である。

3 教師力の充実に関すること

(1) 全校的な視点に立った生徒指導 ①

- ・ 問題行動等への対応は、学級・学年によって対応が異なったり、学級・学年独自の判断で進めたりすることで、学校全体の指導方針にぶれが生じ、保護者の理解と協力が得られず、指導効果が出ないケースがある。

また、本人への指導や支援は、学級・学年単位で行うことが通常であるが、他の学級・学年の教師も意識的に関わる行動が必要であり、児童生徒の状況により対応方法を変える場合は、学年間あるいは学校全体で調整を図り、学校組織を上げて支援・応援が継続して得られるよう努める。

- ・ 学級担任や一部の教師だけでなく、全体で連絡を取り合い対応するとともに、関係機関やサポートチームなどとも連携、協力する。
- ・ 校内における日常の情報交換や職員会議、各委員会等での対応協議の場において、積極的に発言することを通して、児童生徒への対応力や学級づくり、生徒指導力を自ら高める。

(2) 児童生徒の気持ちの理解を基盤とした「開発的生徒指導」 ①

- ・ 規制や管理強化によってのみ、児童生徒の行動を制限するのではなく、行動要因が何なのかを理解しようとする姿勢で指導にあたる。

また、児童生徒の変化を感じ取り、その場で「ほめる・しかる」適時性ととともに、指導する場所や言葉など、児童生徒の心に指導が入っていくための環境を判断し、設定する。

- ・ 保護者との連絡を密にし、電話だけでなく足を運ぶ生徒指導を心がけ、気になる児童生徒の場合は、何も問題のないときにも保護者へその旨を伝えるなど、保護者との協力・信頼関係づくりを日常的に進める。
- ・ カウンセリングマインドを活かした教育相談ができるように、学校カウンセラー等を活用したスキルアップを図る。

(3) 学級や学年の仲間づくり ①

- ・ 課題を持つ児童生徒を学級や学年集団に取り込んでいく仲間づくりを進めると同時に、個々の違いが認められ、間違っても冷やかされない安心して発言できる学級づくりに努める。授業の中や集団とのつながりの中で、児童生徒が自分の居場所をつくれる取組を進める。

(4) 教師力の充実に関すること ②

- ・ 課題を抱える子どもこそ、学校の関わりが必要である。生活環境の改善には福祉的支援と学校にできる教育的支援を並行して行う。
- ・ 保健室の役割を再確認し、全教職員で保健室本来の目的や機能を取り戻すとともに、集まる児童生徒が保健室に何を求めているのかを分析し、心の安定につながる適切な関わり場の場を設定する。
- ・ 児童生徒の心の不安定な状況に対し、カウンセラーなどによる教育相談機能を積極的に活用する。

(5) 授業力の向上に関すること ③

- ・ 「授業力」の向上が喫緊の課題である。教師が説明し、それを児童生徒が理解するという一元的で固定的な授業スタイルが一般化し、分からない子どもは、ますま

す学校から離れていく現状がある。授業が分からないのは、本人の学力の積み上げや努力不足も一因であるが、授業者側の工夫や努力不足もその要因であることを認識しなければならない。

教師力の根幹・基盤である「授業力」を、自らの研修努力や自学によって改善しようとする、謙虚な「学び」の意識が求められる。

4 児童生徒力と主体性の向上に関すること

(1) 「いじめ・暴力」を追放する児童生徒の主体的活動の促進 ①

- ・ 児童生徒の主体的な手立てにより、「いじめ・暴力」を許さない学校文化づくりを進める。児童生徒の目線と観点で対策を考えるなど、柔軟な児童生徒力を発揮させる。
- ・ 児童会、生徒会等の取組によって、「いじめ・暴力」に気づき、追放する手立てを考え、実行していく活動を学校は全力で支援する。

(2) 「いじめ・暴力追放」憲章の制定と児童生徒大会の開催 ①

- ・ 学校に応じて、「いじめ・暴力追放」のための「憲章」の制定作業を進める中で、児童生徒の意識の高揚を図る。
- ・ 「いじめ・暴力追放」児童生徒大会（仮称）を開催し、各校の状況報告や取組についての情報交換を実施し、市内小中学校のネットワークを活かした全市的な拡がりをつくる。

(3) 「いじめ・暴力」を追放する活動や運動の継続 ①

- ・ 児童会、生徒会の活動や行事等において、「いじめ・暴力の追放」を活動の柱立ての一つに取り上げるなど、さまざまな機会をとらえて児童生徒の意識の向上と継続を図る。

(4) 児童生徒力と主体性の向上 ②

- ・ 児童生徒の活動を発信する場合は、児童生徒の目線や視点を大切にし、子どもたちの動きや思いが伝わるといふ工夫する。
- ・ 児童生徒と十分協議し、1年間の取組目標を設定するとともに、具体的な行動を示し、児童生徒と教職員が協働して目標の実現を図る。

■ いじめ・暴力追放市民大会 について ■ ③

(1) 全体の講評・感想

- ・ 猛暑の中で開催されたが、充実した内容には、一服の「涼」を感じさせる「爽やかさ」や『未来は明るい』と思わせてくれる頼もしさを実感した。
- ・ 今後も継続し、良き伝統を積み重ねていって欲しい。「ピースフル」など、大会名を市民から公募するのも方法の一つである。
- ・ 子どもの健全育成への関心が、多くの市民に広まっていると感じた。
- ・ 子どもたちは発言の場が与えられることによって、前向きな意見が多く出され、大きな成果があった。
- ・ 市全体として、意識は高まっているように思われるが、まだ充分とはいえない。今後も、子どもたちが子どもの立場で発言する機会を多くつくるべきである。

- ・ 第1回赤穂市「いじめ・暴力追放」市民大会では、あいさつや取組報告の発表内容等から、「地域、学校、家庭、子ども」のつながりを実感することができた。
- ・ 講師による講評では、子どもの潜在能力が引き出されていく様子を目の当たりにし、子どもの持つ力に感銘を受けた。この日の熱気を無駄にしないためにも、赤穂市全体で「いじめ・暴力追放」運動に取り組む必要がある。

（２）児童生徒の取組に係る講評・感想

- ・ 小学生一人一人が一生懸命考えた言葉をもとにつくられた憲章は、心がこもっていた。この憲章を大切に学校風土をつくって欲しい。
- ・ 中学生の発表では、「憲章」や「スローガン」を実践するために、生徒会が中心となり、各専門委員会が知恵を出し合い、工夫しながら具体的に活動している様子がよく伝わってきた。また、長文にわたる大会宣言の中には、いじめや暴力を追放したいという切なる思いが込められていた。
- ・ 勇気を持って登壇し、本音で語ってくれた生徒たちにも、私たち大人は、真摯に耳を傾けるとともに、その熱意に応える必要がある。
- ・ 受付、案内、司会進行等、大会運営においても、児童生徒がそれぞれの持ち場で、生き生きと役割を果たしていた。

（３）学校園所・保護者の取組に係る講評・感想

- ・ 各校区によって違いはあるが、まだ子どもたちの本当の姿について、掘り起こしをしようとする姿勢が感じられない。もっと子どもの中に入り、本当の姿を確認した上で、その対応を急ぐべきである。
- ・ 今後、地域力の向上が求められ、学校と地域が共に成長する取組を地道に展開していくことが必要である。
- ・ 児童や生徒の活躍ぶりを観て、子どもに対する意識が変わった。特に、中学生に対して、マイナスイメージが強かったが、子どもらしさもあるが、大人以上にしっかりしており、前向きに自己主張できる姿に頼もしさを感じた。

5 インターネット・リテラシー教育に関すること

（１）利便性と危険性の学習 ①

- ・ 公開されている「情報モラル教材」を活用するなど、具体的な教材を使用し学習する。全校一斉の講習会形式でもよいが、教師と保護者は、それぞれの役割に応じたレベルや内容となるよう児童生徒とは別途に実施する。
- ・ 保護者の学習にあたっては、参加者の確保が課題である。PTAや地域団体への協力依頼や学校行事との連動など、工夫と行動によってできるだけ多くの参加者を確保する。

（２）個人情報の保護と人権問題の学習 ①

- ・ ネット社会で問題となる個人情報や人権侵害などの実態について、児童生徒の発達段階に応じた内容と程度で、「人権の保護」「いじめ防止」の観点で学習する。

（３）ネット・リテラシー学習と児童生徒の利用状況の把握 ①

- ・ 児童生徒が使用する場合の留意点など、使用にあたっての基礎知識を学習し、家庭の役割として、児童生徒の利用状況に関心を持ち、家庭での指導に役立てる。ま

た、携帯電話等を買与える場合は、事前に各家庭で使用時のルール(※)を決めるなど、保護者の責任において正しく使う意識を高める。

※ 使用料金の制限、フィルターの設定、学校への持ち込み禁止、食事中の使用禁止など

(4) 大人自身のモラルの向上 ①

- ・ 学校行事などの動画や写真が、ネット上に投稿されている状況があり、個人が特定できる状態のものも多い。デジタルデータとして自由に加工修正できることや、個人情報保護の立場から、安易に投稿しないという大人自身のモラル・マナーの向上を研修等の機会を設けて周知徹底する。

6 保護者・家庭の役割に関すること

心の安定と豊かな感情を育む

(1) 心の安定と人を信頼する心のめばえ ②

子どもは、不安やストレスで心の安定を失いかけると、親に甘えたり、抱きついてきたりします。これは、母親の胎内で全てが守られていた時期に戻り、気持ちを安定させようとするための行動で、子どもが成長し自立するまで続きます。

しっかり抱きしめ、安心させていくことを繰り返すことで、子どもは人を信頼し、優しさを感じ取り、人を大切にする心がめばえます。

(2) 人の気持ちや心情を感じ取る感性のめばえ ②

親の表情や語りかける声、しぐさをじっと観察し、親を通して子どもは多彩な感情を身につけます。テレビやゲーム機ばかりの生活では、感情や表情に変化が少なく、突然キレたり攻撃的になったりします。

悲しいときは「悲しいね」と語りかけることで、どんな時が悲しいのかを子どもは学び、人の気持ちや心情を感じ取る力を伸ばしていきます。

(3) 笑顔で賞賛 と 親の頑張る姿 ②

子どもは、何歳になっても親にほめてもらおうと心が安定し、次もほめてもらおうと頑張ります。子どもへの要求が高すぎたり、できないところを注意し過ぎたりすると、子どもは自信をなくし、自分の殻にとじこもっていきます。

また、子どもは親の頑張りをよく見ており、親の気持ちを理解し、頼もしさを感じ、自分もあんな親になりたいとあこがれを持つようになります。親の愚痴ばかり聞かされると、子どもも同じように育っていきます。親の心の安定と笑顔は、そのまま子どもに反映します。

(4) 親も子どもも がまん ②

子どもが物を欲しがるとき、かわいそうに思い、欲しい物を与えてしまうことがありますが、人生は何が起こるか分かりません。お金に困り、貧しい思いをするかもしれません。いつも欲しい物が手に入るわけではないのですから、子どもには辛抱やがまんを教える必要が必要です。将来、がまんできない大人に育っていく方がかわいそうです。

また、子どもにがまんさせるということは、親自身が、子どもに物を与えすぎない

ようにがまんすることでもあります。子どもの心の成長は、親との関わりによるところが大きく、家庭は子どもの教育の原点なのです。

家庭と学校 連携と区別

(1) 生活習慣と公私の区別 ②

家庭や学校、自治会、会社、友だちグループなどには、目的や目標を達成するためにそれぞれルールやマナーがあります。互いに嫌な思いをしないで、活動の成果を出すためには必要なものです。

家庭ではできても、会社ではできないこと、学校にはあるけれど、家庭にはないことなど、自分がいる場所によってルールやマナーを区別し、その場に応じて行動できる力が社会人にとって必要です。まず、家庭と学校、家庭と地域、学校と地域、それぞれどんな区別が必要なのか、家のルールやマナーにあわせて教えていくことが大切です。家庭での私的なふるまいを、学校や地域へそのまま持ち込まない社会性を身につけさせる必要があります。

(2) 信頼する人からのアドバイス ②

子どもは、信頼する人からの注意や言葉かけに素直に反応します。子どもの前で悪口を言ったり、批判ばかりしていると、子どもは、その人を信頼しなくなり、注意や説得が子どもの気持ちに入らなくなります。しだいに親や教師、地域の人の言うことも聞かなくなります。

大人は、子どもの前で互いの不満を言わないようにします。子どもがいろいろな大人からのアドバイスをしっかり受け止めるように、大人同士が協力することは大切な連携の一つです。相手に何かの改善を求めたいときは、子どもを巻き込まない方法で行うことが大切です。

問題行動や非行と向き合う

(1) 心の信号 ②

子どもの心は未熟で不安定なため、時には人に迷惑をかけたり、不良行為やだらしないう格好をしたりします。また、何かにつまずいたとき、上手に気持ちを制御できずに、問題行動や非行を繰り返すこともあります。自分を分かって欲しい、落ち着ける場所が欲しい、もっと愛して欲しいと思つての行動とも言えます。

大人は、子どもが変化していく時に出すいろいろな信号やサインをよく見つけ、何に不安や不満があるのかを振り返ることが大切です。笑顔で本心を隠している場合も多くあります。

さらに、いきなり厳しく叱り、力で押さえつけると手っ取り早いのですが、その人の言うことしか受け入れなくなってきました。子どもの気持ちをしっかり聴くことで、大人からの愛情を感じ取り、心が安定し、落ち着いた生活に戻っていきます。カウンセラーに相談するのもよい方法です。

(2) 行為の振り返り ②

人に迷惑をかけたときは、他の子どもがどうであれ、まず自分を振り返り、反省させることが大切です。どんな理由があっても、人に迷惑をかけることが許されるよう

な理由はないはずです。「他の子ども・・・、誘われて・・・」など、他の子どもの責任を追及することで、親が自分の子どもをかばい、守っているように見えますが、次第に、子どもは何事にも自分を正当化し、自分は悪くないと他人に責任を押しつけるようになっていきます。

また、子どもは、自分と一緒に謝っている親の姿を見ることで、自分の責任を深く感じ自分を振り返るとともに、親に大切にされている、守られていることを実感します。

（３）子どもへの信頼 ②

子どもを信頼するとは、子どもの希望を全て認めることではありません。子どもはいろいろな可能性を持っており、問題行動を起こす可能性も持っています。家庭のルールや親の願いに反することは、子どもを信頼する、しないとは関係なく、止めさせる親力が求められます。

難しいのは、学校のルールを家庭でどう守らせるかです。例えば、親の責任で許可し、友人宅に外泊させることで、子どもは、他のルールも少しずつ軽視し、家庭のルールや親の願いだけでなく、社会のルールまで無視する傾向が出てくる場合があります。

7 地域社会の役割に関すること

地域の大人から

（１）大人の声かけ ②

中学生が集まっていると威圧感を感じることがあります。また、頭ごなしに叱ると、子どもは反抗します。それは、子どもも大人から威圧感を感じ、攻撃的になっているからです。注意のことばは、威圧感を感じさせないことが大切です。

子どもから大人にあいさつするのは、少し勇気がいることなのです。子どもが小さい頃から、大人の側から声をかけてください。子どもは安心して、次から返事が返ってきます。まずは、あいさつ程度からでよいでしょう。

（２）地域と学校のつながり（地域の人材を学校へ） ②

学校は、いろいろなことに風通しが悪いところがあります。学校と地域が、互いに遠慮せず、地域の方の知恵や声が必要なときなど、地域の人材を学校で活かしていきながら、コミュニティ・スクール事業の推進とあわせ、地域との交流を推進していくことが大切です。

※コミュニティ・スクール（学校運営協議会）

地域の課題や願いを学校教育の目標にすえて、地域の資源や人材を活用しながら、地域や保護者が学校の管理運営に関わっていく制度です。学校と地域が具体的な形で連携を進め、保護者や地域に開かれた学校づくりを進めながら、地域の願いを日々の学校教育活動を通して実現していくことで、地域に貢献できる学校をつくります。

地域は子どもを守り、子どもは地域に貢献する

(1) 地域による子どもの見守り ②

登下校の安全を守る地域ボランティア、PTAの当番、学校の先生、スクールガードリーダー、こども110番の家・店など、子どもは多くの大人に守られ毎日を過ごしており、子どももそのことを実感しています。

また、子どもがケガをしないように、よく遊ぶ公園の小石を拾う、通学路の雑草を刈り取る、夕方に地域を歩きながら子どもを気にかけるなど、子どもの行動を考えて、安全な環境をつくることも大切な見守りの活動です。自分にできる方法で良いのです。

(2) 地域での福祉活動 ②

高齢者は、子どもの声や遊ぶ姿に安心し、子どもの笑顔で気分が一新します。子どもがあいさつしてくれただけで、元気になるものです。一人暮らしの高齢者に子どもが関わり、高齢者の方に喜んでもらえる活動など、子どもが活躍できる福祉活動の場を地域につくる必要があります。

子どもが持っているいろいろなエネルギーを地域で生かすことで、地域で役立ち喜ばれることの大切さを子どもが感じ、子どもと地域が互いに貢献し合うつながりができていきます。

問題行動や非行を見かけたら

(1) 問題行動への気づき ②

子どもの動きや雰囲気がおかしいと感じるとき、子どもが周囲をうかがっているとき、物陰にかくれようとするときなどは、人に見られたくないことをしているときの行動です。

子どもはグループをつくり、いろいろな冒険や体験をしてみたい年頃がありますが、悪ふざけがエスカレートしていくこともあります。

気づいたときには、保護者や学校、関係機関などへ連絡し、急な対応が必要な場合は警察へ通報してください。

(2) 会合での子どもの話題（情報交換） ②

地域の会合には、学校を含め、さまざまな立場の人が集まります。少し時間を確保して、地域の子どもの様子や気になる動き、子どもの善行など、子どもについて話す機会をつくる必要があります。うわさ話ではなく、どんな子どもも身近に感じる話題になるよう留意し、問題がある場合は、地域として何かできることはないか考える機会にしてください。

8 赤穂市の子どもたちへ

自分たちの力を信じよう ③

- (1) 児童会や生徒会活動などを通して、仲間づくりを進め、学校の憲章と市民大会の大会宣言に基づく、自分たちの「いじめ・暴力追放」活動を進めることが必要です。大人だけに任せるのではなく、自分たちの言葉と知恵で「いじめ・暴力」追放に向かって、大人と子どもが力を合わせて追放活動を進めることが求められています。いじめ・暴力追放を願う仲間はたくさんいます。自分たちの力を信じよう。
- (2) 被害者、加害者の周囲で観ている人が、いじめや暴力を否定する、止めさせる声を出せるような仲間を増やしましょう。先生や大人から見えないところで行われるのが「いじめ」です。みんなの厳しい目といじめを許さない気持ちが必要です。
- (3) 学校の先生や保護者、地域の大人は、「いじめ」を許しません。気になれば声をかけます。気づいたらすぐ止めさせます。助けが必要なときは、教えてください。仲間同士のいじめは、見えにくいものですが、様子がおかしいと感じたら、大人に知らせてください。
- (4) みんなは、豊かな発想とアイデアという、大人にはない「子どもの力」をもっています。それを生かすのが児童生徒による「いじめ・暴力追放」活動の大きな目的です。また、同じ目的でがんばっている仲間の力を信じよう。

人の幸せを素直によろこべる人になろう ③

- (1) 他人と自分を比べると、どうしても相手の方が良く見えてきます。心が成長している時によくある気持ちです。相手が自分より恵まれているとか、背が高いとか、かっこいいとか、きりがありません。反対に、自分にも良いところがいっぱいあるのに気づかないこともよくあります。
仲間は、比べることではなく、互いの良いところを見つけ合うことで心がつながっていきます。相手に何か良いことがあったときには、「おめでとう。」「よかったね。」といっしょに喜べる人になりたいものです。
- (2) 相手が見えないときは、相手の気持ちは分かりません。自分の気持ちも分かってもられません。大切な気持ちのキャッチボールは、相手の表情を観ながら、言葉を選びながら行うものです。それ以上に、相手を大切に思う気持ちがあつてこそキャッチボールは長続きします。相手が喜ぶ姿で、自分も心がはずみます。そんな気持ちのキャッチボールができる相手こそ、本当の友達なのです。

いじめ・暴力追放のネットワークをつくろう ③

- (1) 8.11のいじめ・暴力追放市民大会の席で、中学生から「いじめ・暴力追放」交流会の実施が提案されました。

それぞれの学校の追放活動の様子は、取組の冊子にまとめられていましたが、互いの思いや気持ち、冊子には書きにくい内容など、意見交換・情報交換をすることで、自分たちの活動の参考になることも増えてきます。何より、同じ思いの仲間がたくさんいることを知って、がんばる気持ちがもっと大きくなります。ぜひ、実現させましょう。

- (2) ネットワークは、学校間で競争したり、比べたりするところではありません。みんながそれぞれ全員と手をつないでいる状態です。手のぬくもりを通して、みんなの気持ちが伝わってきます。思い切って発言すれば、全員に伝わっていきます。いじめ・暴力追放への意欲やアイデアも確実に伝わり、学校だけでは無理なことも、中学校は5校で5倍に、小学校は10校で10倍の力で動き出します。小中のつながりをもっと深めれば、15倍以上の力になっていきます。

そんなネットワークづくりをスタートさせましょう。

地域へ感謝し、貢献しよう ③

- (1) 小さい頃から、地域の人には大変お世話になっています。みんなが知らない、気づかないところで、みんなの安全を守ろうと 毎日、努力してくれています。また、地域の方からしかられることは、恥ずかしいことではありません。子どもの失敗はその場で注意され、その場で気づき、その場で謝り、そして同じことを繰り返さないように気をつければ良いのです。

- (2) 地域の行事や活動には、参加するだけでなく、地域の一員としての役割をもらい、地域のためにできることをやっていきましょう。地域の方は、子どもたちが参加し、喜んでくれることをとても楽しみにしていますが、手伝ってくれることは、頼もしく感じ、親でなくてもうれしいものです。みんなの元気あふれる「子どもの力」を地域のために役立てましょう。

インターネットや機器を正しく使おう ③

- (1) インターネットを利用すれば、簡単にいろいろな情報が手に入り、子どもにも簡単に操作できます。これは、インターネットが、制限や規制をできるだけそぎ落とし、情報を自由にやりとりする目的で開発されたからなのです。

でも、簡単だということは、犯罪者にとっても簡単なのです。知らない人とでも会話ができるということは、本当はすばらしいことなのですが、トラブルも多く、相手が男性か女性かさえも分かりません。トラブルが犯罪に発展することもあります。

便利で簡単だからこそ、自分の責任で十分注意して使うことが大切です。

正しい使い方を学ぶことは、もっと便利でもっと簡単に使えるようになるということにつながります。

- (2) インターネットやコンピュータの学習や研修会では、知っていると思っ
ていても、間違えていることもたくさん発見できます。何より、自分の書き込みやメールの言葉
で相手がどういう気持ちになるのかを知ることができます。毎日、何時間使っ
ていても、自分の書き込みで、相手がどんな気持ちに変化したのかまで画面に表示し、教え
てくれる機器やアプリはありません。いろいろな事例を学ぶことを通じて、本当に楽
しい「心と気持ち」のキャッチボールを実現させましょう。
-

「いじめ問題等再発防止に係る第三者委員会」

委員長	浅野良一
副委員長	羽田由可
委員	竹内和雄
委員	後藤純二
委員	今塩屋登喜子

資料- 1 第 1 次提言

第 1 次提言にあたって

■平成24年10月31日

多くの大人が少年たちに関わり、指導や支援を繰り返してきました。しかし、関わりと心の耕しが十分ではなかったため、少年の非行は続き、今回の事件は発生しました。それは、被害少年の心と体を深く傷つけただけでなく、加害少年自身の大切な将来にも大きな傷跡を残すことになりました。

また、少年は、暴行動画をインターネットに投稿することで、周囲の関心を引きつけ、自分の存在を確かめようとしていました。しかし、人が人を傷つけるという最も悲しい場面が社会全体に限りなく出回ることになり、多くの人が心を痛めると同時に、彼らの軽率で無神経な行動が社会問題となっています。

私たちは、相手の心や体、そして命を傷つけてはならないこと、人の苦しみを踏み台にして、心の隙間を埋めてはならないことを、全ての子どもと保護者に浸透させるとともに、彼らが自分の行動を深く反省し、二度と繰り返さない強い決意を持って生活してくれることを願っています。

教育委員会は、本事件に関わる学校現場の状況や実態に係る情報収集に努め、事務局による対策の執行状況を把握、監督し、地域住民の意向を踏まえた教育の実施について、その役割を果たすよう努めなければなりません。

家庭や学校は、明日を楽しみにできる場所であると同時に、課題や不安を抱えている子どもにとって頼れる場所であり、地域は、それを応援し、大人の確かな経験と幅広い見識で、子どもに厳しさと優しさを感じ取らせる役割を担って欲しいと思います。

子どもは、大人の見守りに頼るだけでなく、柔軟な創造力と行動力を活かして、いじめや暴力を追放するスクラムを組むことができると期待しています。

大人は、子どもを見守り支えるとともに、積極的に語りかけ、傷ついた子どもをしつかりと受け止め、大人の叡智を感じさせることが必要です。

「いじめ問題等再発防止に係る第三者委員会」は、本事件の資料や教育委員会・学校からの報告によって、子どもの気持ちに寄り添う立場を取りながらも、教育委員会に対しては「批判的パートナー」として検証・考察し、学校と教育行政、家庭、地域社会に何が不足し、どう変わっていかねばならないのか迫りたいと考えています。

そこで、この第1次提言は、緊急性・重要性・着手容易性を柱に、学校関係者のみなさんを中心に、早急に取り組んで欲しい内容をまとめたものです。

学校現場は現場の者にしか分からないことが多くあるかもしれませんが、外部の者だからこそ見えることも多くあります。また、学校づくりや仲間づくりは、学校だけでできることではありません。そして、家庭や地域社会、教育委員会や学校が、それぞれの役割を果たしてこそ、子どもの健全育成に向けた学校の努力が実りあるものになることも事実です。

今後、「いじめ問題等再発防止に係る第三者委員会」は、家庭や地域社会、関係機関へは、学校への協力と支援を基軸とする提言を行う方向で検討を進めてまいります。

まず、教育委員会と学校が先頭に立ち、市民から負託されている教育に関するプロとしての誇りと責任を持って、自らを振り返り、勇気と誠実をもって課題を改善していく先陣を切ってくれることを切に要望します。今回の提言がその先駆けとなればと思います。

1 教育委員会の役割に関すること

■対策・提言の企画と具体的実行

(1) 提言の実行

- ・ 教育委員会は、この提言及び対策の実施にあたり、その内容を真摯に受け止め、実施に向けて前向きに検討し、具体的な手立てとして、資料や教材を提示するなどの指導や助言を与えながら進捗状況を把握する。

(2) 事件に係る不安の解消に向けた行動

- ・ 社会を揺るがせた暴行事件、暴行動画投稿事件を受けて、該当学校を含め、中学校の生徒及び保護者は、特に3年生の進学や進路選択への影響を心配している。学校に学ぶ他の生徒に対し、高校の入学選抜時に「事件」の影響がないことを伝えるなど、教育委員会幹部が先頭に立って不安を払拭させる手立てをとる。

(3) 教師力向上のための研修プログラムの企画・実施

- ・ 赤穂市教育研究所の「研修プログラム」や研究部会の活動、教師塾など、教師力の向上につながる研修活動を積極的に活用するとともに、本提言に係る研修プログラムの充実を図る。

2 校長のリーダーシップ発揮に関すること

■いじめ・暴力を許さない学校づくりのために、できることはすべてやる

(1) 校長のリーダーシップの発揮

- ・ 学校経営の責任者として、常に先を見通し、学校のめざす方向性を教職員をはじめ、児童生徒、保護者、地域へ明確に提示する。
また、生徒指導は関係機関と連携しながら、学校組織全体で対応することを周知徹底し、学級・学年や特定の教師による判断によって、意思統一した学校の方針が揺らぐことがないように、学校として統一した対応を継続する。
- ・ 教職員による協議の場を積極的に設定し、校長の意思を表明するとともに、教職員の共通実践を指示する。

(2) 安心・安全宣言

- ・ 「いじめ・暴力を許さない」「何かあれば全力で守りきる」学校づくりを児童生徒に宣言するとともに、児童生徒の協力を緊急アピールする。
- ・ 保護者や地域、学校評議員、学校関係者等へも発信することで、学校への協力体制の土台づくりを推進する。
- ・ 全ての児童生徒が安心して学習できる「条件」を学校が設定し、本年度中に実現を図る。

(3) 教師力の向上をめざして

- ・ 安心・安全な学校環境づくりを実現する原動力として、教師力を高める

実践研修を実施する。

- ・ 若い教師の見識や多様な事例への対応力を高めるため、ベテラン教師によるサポートやフォロー体制を確立する。

(4) 学校開放と地域力の活用、地域への貢献

- ・ 地域行事への協力と協働を進め、児童生徒が地域の一員として活動し地域に貢献することで、地域と児童生徒をつなぎ、さらに地域と学校をつないでいく。また、オープンスクールなどの学校開放を進め、学校へ来やすい環境づくりを工夫する。

3 教師力の充実に関すること

■生徒指導力、学級経営力、教育相談力の向上

(1) 生徒指導を全校的な視点で実施する

- ・ 問題行動等への対応は、学級・学年によって対応が異なったり、学級・学年独自の判断で進めたりすることで、学校全体の指導方針にぶれが生じ、保護者の理解と協力が得られず、指導効果が出ないケースが多い。
また、本人への指導や支援は、学級・学年単位で行うことが通常であるが、他の学級・学年の教師も意識的に関わる行動が必要であり、児童生徒の状況により対応方法を変える場合は、学年間あるいは学校全体で調整を図り、学校組織を上げて支援・応援が継続して得られるよう努める。
- ・ 学級担任や一部の教師だけでなく、全体で連絡を取り合い対応するとともに、関係機関やサポートチームなども活用する。
- ・ 校内における日常の情報交換や職員会議、各委員会等での対応協議の場において、積極的に発言することを通して、児童生徒への対応力や学級づくりや生徒指導力を自ら高めていく。

(2) 生徒指導は管理強化や締め付けに頼るのではなく、

児童生徒の気持ちの理解を基盤とする「開発的生徒指導」をめざす

- ・ 規制や管理強化によってのみ、児童生徒の行動を制限するのではなく、行動要因が何なのかを理解しようとする姿勢で指導にあたる。
また、児童生徒の変化を感じ取り、その場で「ほめる・しかる」適時性とともに、指導する場所や言葉など、児童生徒の心に指導が入っていくための環境を判断し、設定する。
- ・ 保護者と連絡を密にし、電話だけでなく足を運ぶ生徒指導を心がけ、気になる児童生徒の場合は、何も問題のないときにも保護者へその旨を伝えるなど、保護者との協力・信頼関係づくりを事前に進める。
- ・ カウンセリングマインドを活かした教育相談ができるように、学校カウンセラー等を活用したスキルアップを図る。

(3) 学級や学年の仲間づくりに取り込む

- ・ 課題を持つ児童生徒を学級や学年集団に取り込んでいく仲間づくりを進めると同時に、個々の違いが認められ、間違っても冷やかされない安心して発言できる学級づくりに努める。集団とのつながりの中で、児童生徒が自分の居場所をつくれる取組を進める。

4 児童・生徒力と主体性の向上に関すること

■児童生徒の柔軟な創造力と行動力を活かす

(1) 「いじめ・暴力」を追放する主体的活動の促進

- ・ 児童生徒の主体的な手立てにより、「いじめ・暴力」を許さない学校文化づくりを進める。児童生徒の目線と観点で対策を考えるなど、柔軟な児童生徒力を発揮させる。
- ・ 児童会、生徒会等を中心に、「いじめ・暴力」に気づき、学校から「いじめ・暴力」を追放する手立てを検討し、行動を起こす支援をする。

(2) 「いじめ・暴力追放」憲章の制定と児童生徒大会の開催

- ・ 各学校に応じて、「いじめ・暴力追放」のための「憲章」の制定作業を進める中で、児童生徒の意識の高揚を図る。(本年度中に実施)
- ・ 「いじめ・暴力追放」児童生徒大会を開催し、各校の状況報告や取組についての情報交換を実施し、市内小中学校のネットワークを活かした全市的なつながりをつくる。(来年度1学期)

(3) 「いじめ・暴力」を追放する活動や運動の提示

- ・ 児童会、生徒会の活動や行事等において、「いじめ・暴力の追放」を活動の柱立ての一つに取り上げるなど、さまざまな機会をとらえて児童生徒の意識の向上と継続を図る。

5 インターネット・リテラシー教育に関すること

■ネット社会の健全な利用法とルール学習の実施

(1) 利便性と危険性を学習させる

- ・ 公開されている「情報モラル教材」を活用するなど、具体的な教材を使用し本年中に実施する。全校一斉の講習会形式でもよいが、教師と保護者は、それぞれの役割に応じたレベルや内容となるよう児童生徒とは別途に実施する。
- ・ 保護者の学習にあたっては、参加者の確保が課題である。PTAや地域団体への協力依頼や学校行事との連動など、工夫と行動によってできるだけ多くの参加者を確保する。

(2) 個人情報の保護と人権問題を学習させる

- ・ ネット社会で問題となる個人情報や人権侵害などの実態について、児童生徒の発達段階に応じた内容と程度で、「人権の保護」「いじめ防止」の観点で学習する。

■保護者の役割確認と大人自身のマナー向上

(1) ネット・リテラシー学習と子どもの利用状況の把握

- ・ 子どもが使用する場合の留意点など、使用にあたっての基礎知識を学習

し、家庭の役割として、子どもの利用状況に関心を持ち、家庭での指導に役立てる。また、携帯電話等を買与える場合は、事前に各家庭で使用時のルール(※)を決めるなど、保護者の責任において正しく使う意識を高める。

※ 使用料金の制限、フィルターの設定、学校への持ち込み禁止、食事中的使用禁止など

(2) 大人自身のモラル向上

- ・ 学校行事などの動画や写真が、ネット上に投稿されている状況があり、個人が特定できる状態のものも多い。デジタルデータとして自由に加工修正できることや、個人情報保護する立場から、安易に投稿しないという大人自身のモラル・マナーの向上を研修等の機会を設けて周知する。

資料-2 第2次提言

第2次提言にあたって

■平成25年4月21日

「いじめ問題等再発防止に係る第三者委員会」（以下「第三者委員会」という。）は、昨年7月の事件に関する多くの資料をもとに、検証と背景の分析を進めてまいりました。関係した子どもたちの受入れと立ち直りを支援する対策を検討するとともに、赤穂市の教育行政や学校教育が抱えるさまざまな課題とインターネットの活用に関する情報教育、人権意識、体験教育などの不足を浮き彫りにし、それを改善するための対策を第1次提言として提示しました。

その提言は、教育委員会と学校によって、具体的行動指標となる「行動指針」と「重点項目」にまとめられ、さらに、教育施策や学校現場での行動プランとして「行動計画」が策定され、その計画に基づいた取組が進んでいるところです。

その間、第三者委員会は、「批判的パートナー」としての観点から、学校現場の視察や関係者からの聞き取り調査を実施し、提言の趣旨や「行動計画」が、子どもの動きや人の思いが反映され、課題解決にせまる行動プランとして学校現場で生かされているかを点検しました。さらに、各学校は「行動計画」を広く地域や市民に公表することで、学校への関心を高めると同時に、その期待に応えようと良き緊張感をもって努力する学校に対し、地域からの支援や協力が円滑に行えるような環境づくりも進めています。

互いの関心が期待に変わり、期待が支援へと発展し、さらに相互支援に進化するような学校・家庭・地域の関係づくりを進め、相互に貢献しあう地域社会を築くことが、家庭や保護者の心の安定を生み出し、それが子どもの生活環境の改善と心の安定につながっていくと考えています。

また、第三者委員会は、第1次提言の趣旨文において、『家庭や学校は、明日を楽しみにできる場所であると同時に、課題や不安を抱えている子どもにとって頼れる場所であり、地域は、それを応援し、大人の確かな経験と幅広い見識で、子どもに厳しさと優しさを感じ取らせる役割を担って欲しい。』と願いました。これは、子どもを教育し、健やかに育てるために必要な大人の責任であり役割であると確信しています。

そのためにも、私たち大人とりわけ教育に関係する者は、原因や背景を他者に求めるのではなく、それぞれが謙虚に自分を振り返り、子どもとの関わりを改善するなど、大人自身が変わる勇気を持つことが大切です。

この第2次提言は、事件以降の教育行政と学校教育における取組を振り返りながら、「行動計画」の進捗状況を検証・評価することによって見えてきた新たな課題を指摘するとともに、保護者・家庭、地域等の役割や機能を再確認し、地域社会全体で子どもを健全に育てていく教育環境づくりをめざしています。

なお、第2次提言作成のさなか、市内中学校で、いじめ問題や暴行傷害事件が相次いで起きたことは、これまでの一連の取組が、生徒の心にまで十分届いていなかった証であることを、関係者は重く受け止めなければなりません。

1 保護者・家庭の役割に関すること

子どもが社会と出会う出発は、家庭である

心の安定と豊かな感情を育む

(1) 心の安定と人を信頼する心のめばえ

子どもは、不安やストレスで心の安定を失いかけると、親に甘えたり、抱きついてきたりします。これは、母親の胎内で全てが守られていた時期に戻り、気持ちを安定させようとするための行動で、子どもが成長し自立するまで続きます。

しっかり抱きしめ、安心させていくことを繰り返すことで、子どもは人を信頼し、優しさを感じ取り、人を大切にする心がめばえます。

(2) 人の気持ちや心情を感じ取る感性のめばえ

親の表情や語りかける声、しぐさをじっと観察し、親を通して子どもは多彩な感情を身につけます。テレビやゲーム機ばかりの生活では、感情や表情に変化が少なく、突然キレたり攻撃的になったりします。

悲しいときは「悲しいね」と語りかけることで、どんな時が悲しいのかを子どもは学び、人の気持ちや心情を感じ取る力を伸ばしていきます。

(3) 笑顔で賞賛・親の頑張る姿

子どもは、何歳になっても親にほめてもらおうと心が安定し、次もほめてもらおうと頑張ります。子どもへの要求が高すぎたり、できないところを注意し過ぎたりすると、子どもは自信をなくし、自分の殻にとじこもっていきます。

また、子どもは親の頑張りをよく見ており、親の気持ちを理解し、頼もしさを感じ、自分もあんな親になりたいとあこがれを持つようになります。親の愚痴ばかり聞かされると、子どもも同じように育っていきます。親の心の安定と笑顔は、そのまま子どもに反映します。

(4) 親も子どもも がまん

子どもが物を欲しがるとき、かわいそうに思い、欲しい物を与えてしまうことがあります。人生は何が起こるか分かりません。お金に困り、貧しい思いをするかもしれません。いつも欲しい物が手に入るわけではないのですから、子どもには辛抱やがまんとを教える必要です。将来、がまんできない大人に育っていく方がかわいそうです。

また、子どもにがまんさせるということは、親自身が、子どもに物を与えすぎないようにがまんすることでもあります。子どもの心の成長は、親との関わりによるところが大きく、家庭は子どもの教育の原点なのです。

家庭と学校 連携と区別

(1) 生活習慣と公私の区別

家庭や学校、自治会、会社、友だちグループなどには、目的や目標を達成するためにそれぞれルールやマナーがあります。互いに嫌な思いをしないで、活動の成果を出すためには必要なものです。

家庭ではできても、会社ではできないこと、学校にはあるけれど、家庭にはないことなど、自分がいる場所によってルールやマナーを区別し、その場に応じて行動できる力が社会人にとって必要です。まず、家庭と学校、家庭と地域、学校と地域、それぞれどんな区別が必要なのか、家のルールやマナーにあわせて教えていくことが大切です。家庭での私的なふるまいを、学校や地域へそのまま持ち込まない社会性を身につけさせる必要があります。

(2) 信頼する人からのアドバイス

子どもは、信頼する人からの注意や言葉かけに素直に反応します。子どもの前で悪口を言ったり、批判ばかりしていると、子どもは、その人を信頼しなくなり、注意や説得が子どもの気持ちに入らなくなります。しだいに親や教師、地域の人言うことも聞かなくなります。

大人は、子どもの前で互いの不満を言わないようにします。子どもがいろいろな大人からのアドバイスをしっかり受け止めるように、大人同士が協力することは大切な連携の一つです。相手に何かの改善を求めたいときは、子どもを巻き込まない方法で行うことが大切です。

問題行動や非行と向き合う

(1) 心の信号を読み取る

子どもの心は未熟で不安定なため、時には人に迷惑をかけたり、不良行為やだらしないうつをしたりします。また、何かにつまずいたとき、上手に気持ちを制御できずに、問題行動や非行を繰り返すこともあります。自分を分かって欲しい、落ち着ける場所が欲しい、もっと愛して欲しいと思つての行動とも言えます。

大人は、子どもが変化していく時に出すいろいろな信号やサインをよく見つけ、何に不安や不満があるのかを振り返ることが大切です。笑顔で本心を隠している場合も多くあります。

さらに、いきなり厳しく叱り、力で押さえつけると手っ取り早いのですが、その人の言うことしか受け入れなくなつてきます。子どもの気持ちをしっかり聴くことで、大人からの愛情を感じ取り、心が安定し、落ち着いた生活に戻っていきます。カウンセラーに相談するのもよい方法です。

(2) 行為の振り返り

人に迷惑をかけたときは、他の子どもがどうであれ、まず自分を振り返り、反省させることが大切です。どんな理由があつても、人に迷惑をかけることが許されるような理由はないはず。『他の子ども・・・、誘われて・・・』など、他

の子どもの責任を追及することで、親が自分の子どもをかばい、守っているように見えますが、次第に、子どもは何事にも自分を正当化し、自分は悪くないと他人に責任を押しつけるようになっていきます。

また、子どもは、自分と一緒に謝っている親の姿を見ることで、自分の責任を深く感じ自分を振り返るとともに、親に大切にされている、守られていることを実感します。

(3) 子どもへの信頼

子どもを信頼するとは、子どもの希望を全て認めることではありません。子どもはいろいろな可能性を持っており、問題行動を起こす可能性も持っています。家庭のルールや親の願いに反することは、子どもを信頼するしないとは関係なく、止めさせる親力が求められます。

難しいのは、学校のルールを家庭でどう守らせるかです。例えば、親の責任で許可し、友人宅に外泊させることで、子どもは、他のルールも少しずつ軽視し、家庭のルールや親の願いだけでなく、社会のルールまで無視する傾向が出てくる場合があります。

2 地域社会の役割に関すること

地域は、子どもの育ちを温かい目で見守り、活動の場を提供する

地域の大人から

(1) 大人の声かけ

中学生が集まっていると威圧感を感じることがあります。また、頭ごなしに叱ると、子どもは反抗します。それは、子どもも大人から威圧感を感じ、攻撃的になっているからです。注意のことばは、威圧感を感じさせないことが大切です。

子どもから大人にあいさつするのは、少し勇気がいることなのです。子どもが小さい頃から、大人の側から声をかけてください。子どもは安心して、次から返事が返ってきます。まずは、あいさつ程度からでよいでしょう。

(2) 地域と学校のつながり（地域の人材を学校へ）

学校は、いろいろなことに風通しが悪いところがあります。学校と地域が、互いに遠慮せず、地域の方の知恵や声が必要なときなど、地域の人材を学校で活かしていきながら、コミュニティ・スクール事業の推進とあわせ、地域との交流を推進していくことが大切です。

※コミュニティ・スクール（学校運営協議会）

地域の課題や願いを学校教育の目標にすえて、地域の資源や人材を活用しながら、地域や保護者が学校の管理運営に関わっていく制度です。学校と地域が具体的な形で連携を進め、保護者や地域に開かれた学校づくりを進めながら、地域の願いを日々の学校教育活動を通して実現していくことで、地域に貢献できる学校をつくります。

地域は子どもを守り、子どもは地域に貢献する

(1) 地域による子どもの見守り

登下校の安全を守る地域ボランティア、PTAの当番、学校の先生、スクールガードリーダー、こども110番の家・店など、子どもは多くの大人に守られ毎日を過ごしており、子どももそのことを実感しています。

また、子どもがケガをしないように、よく遊ぶ公園の小石を拾う、通学路の雑草を刈り取る、夕方に地域を歩きながら子どもを気にかけるなど、子どもの行動を考えて、安全な環境をつくることも大切な見守りの活動です。自分にできる方法で良いのです。

(2) 地域での福祉活動

高齢者は、子どもの声や遊ぶ姿に安心し、子どもの笑顔で気分が一新します。子どもがあいさつしてくれただけで、元気になるものです。一人暮らしの高齢者に子どもが関わり、高齢者の方に喜んでもらえる活動など、子どもが活躍できる福祉活動の場を地域につくる必要があります。

子どもが持っているいろいろなエネルギーを地域で生かすことで、地域で役立ち喜ばれることの大切さを子どもが感じ、子どもと地域が互いに貢献し合うつながりができていきます。

問題行動や非行を見かけたら

(1) 問題行動への気づき

子どもの動きや雰囲気がおかしいと感じるとき、子どもが周囲をうかがっているとき、物陰にかくれようとするときなどは、人に見られたくないことをしているときの行動です。

子どもはグループをつくり、いろいろな冒険や体験をしてみたい年頃がありますが、悪ふざけがエスカレートしていくこともあります。

気づいたときには、保護者や学校、関係機関などへ連絡し、急な対応が必要な場合は警察へ通報します。

(2) 会合での子どもの話題（情報交換）

地域の会合には、学校を含め、さまざまな立場の人が集まります。少し時間を確保して、地域の子どもの様子や気になる動き、子どもの善行など、子どもについて話す機会をつくる必要があります。うわさ話ではなく、どんな子どもも身近に感じる話題になるよう留意し、問題がある場合は、地域として何かできることはないか考える機会にしてください。

3 学校力・教師力の向上に関すること

学校は、確かな学力を保障し、子どもの活動を通して地域に貢献する

事件を振り返る

昨年7月に発生した赤穂市の事件は、いじめ・暴行の現場を、ネットに投稿された動画によって生々しく再現しただけでなく、相手の心の痛みを感じるといふ最も人間らしい心の働きが、子どもたちの心から失われつつあるという悲しい現実を私たちに突きつけました。それは、撮影中に「おもしろい動画になりそうだ。」と喜ぶ仲間の言葉からも感じ取ることができるのです。

また、簡単な操作で、動画を世界中に発信できる情報社会の現実を改めて知ることになり、情報を発信する側のモラルや人権意識を高めることと、大人も子どもも情報機器の適切な使用法を基礎から学ぶことの必要性が高まりました。

さらに、急変する生活環境に、大人以上のスピードと柔軟な対応力で適応し、自分の生活に取り込んでいる子ども社会の実態を、大人は十分に把握できていないだけでなく、子どもに関わる課題を、旧態依然とした大人の感覚と手法で解決しようとしている傾向も明らかになりました。

学校は、子ども社会の実態をふまえ、どこからどんな方法で支援や指導、教育を行うのかを的確に捉え、目に見える具体性を持って行動する「教師力」が問われています。

第1次提言の具体化について

第1次提言の実現をめざす取組に関する留意事項

(1) 教育委員会の役割に関すること

- ① 第1次提言にもとづく「行動指針」「重点項目と要点」「行動計画」の実践を継続するとともに、学校の進捗状況を把握し、実践内容が学級や学年、学校の教育目標と有機的に関連したものであり、校長を中心とした組織的な取組になっているかを確認する。
- ② 学校における児童生徒の主体性を生かした取組を支援し、児童生徒と学校全体の「いじめ・暴力」追放意識を高める手立てだけでなく、学校の体質改善に向けた拡がりのある指針を提示する。

(2) 校長のリーダーシップに関すること

- ① 学校「行動計画」の実践にあたり、校長は教職員への周知と組織的で具体的な行動につながる明確な指示を行う。
- ② 学校「行動計画」の推進状況や児童生徒の変容や課題などについて、学校だより（学校通信）やホームページなどを利用して、保護者や地域に発信する。
- ③ 生徒指導問題について、課題が複雑化・長期化することが予想される場合は、学校の行動範囲を教職員に明確に示し、関係機関と連携した対策を講じる。

（３）教師力の向上に関すること

- ① 課題を抱える子どもこそ、学校の関わりが必要である。生活環境の改善には福祉的支援と学校にできる教育的支援を並行して行う。
- ② 保健室の役割を再確認し、全教職員で本来の目的や機能を取り戻すとともに、集まる児童生徒が保健室に何を求めているのかを分析し、心の安定につながる適切な関わり場を設定する。
- ③ 心の不安定に対し、カウンセラーなどによる教育相談機能を積極的に活用する。

（４）児童生徒力と主体性の向上に関すること

- ① 児童生徒の活動を発信する場合は、児童生徒の目線や視点を大切にし、子どもたちの動きや思いが伝わると工夫する。
- ② 児童生徒と十分協議し、１年間の取組目標を設定するとともに、具体的な行動を示し、児童生徒と教職員が協働して目標の実現を図る。

（５）インターネット・リテラシー教育に関すること

- ① インターネットの安全で適切な活用をめざす研修や指導、啓発を継続し、内容は機能の発展や新たな課題に合わせて適宜、追加・修正などを加えていく。
- ② 多くの保護者が研修に参加し、または学習できるよう工夫する。

※「行動指針」「重点項目と要点」「行動計画」について

- ① もっと具体的で、どんな時に、どう動くのかが見えてくる対策にする。
- ② 第１次提言について、保護者や地域の関心を高めるアピールを行う。
- ③ 取組の推進校を設定する、重点化するなど、行動にスピード感を持たせる。
- ④ 教職員は自己の年間目標を立て、実現のための具体的な自己指針を設定する。

学校視察・聞き取り調査について

第１次提言の実現をめざす取組への評価と課題

（１）学校視察から

- ① 事件の受け止め方と認識、「行動計画」の内容について学校間の差が大きく、学校内においても、校長と教職員の意識や認識に温度差が見られる。
- ② 個々の教師は頑張っているが、チームとしての動きが不十分である。組織的に動ける実質的な体制づくりや組織を機能させるための改革が必要である。

（２）聞き取り調査から

- ① 課題を持つ児童生徒への関わりには、関係機関の横断的な連携が必要である。
- ② 事件は、子ども自身と家庭の問題としてとらえられ、学校には問題や課題がないという意識を感じた。
- ③ 学校に対する保護者や地域の関心が低く、会合等への参加者が少ないという現状がある。
- ④ 教室の汚れや掲示物への落書き、参観日や会合などでの保護者の私語、児童生徒によるいじめ・不良行為などに対する保護者や教職員の意識に差がある。

- ⑤ 学校が地域へ出かけ、地域貢献活動を通して地域との交流を展開する。
- ⑥ 状況により、生徒の自立をうながす立場で生徒を支援することもある。

いじめ・暴力事件の再発について

第1次提言以降に発生した関連事件の検証

(1) いじめ事件の検証

平成25年2月、市内中学校の仲間の1名が、数名からズボンを下げられたという事案である。同様の嫌がらせや悪ふざけが、昨年10月頃から続いており、被害生徒と保護者は「いじめられている」と訴えていた。

学校は、本人や保護者の訴えを十分に受け止めることができなかったため、学校は保護者からの信頼を失い、保護者が警察へ相談するに至った。

学校は、被害生徒が笑顔で登校し、笑顔で遊んでいることを理由に、今回の事案を仲間内の悪ふざけ、遊びであるとの認識から、被害者の立場に立った対応が不十分であった。昨年7月の「事件」の教訓が、十分に生かされていない実態が浮き彫りとなった。

(2) 暴力事件の検証

平成25年3月、授業中、問いかけに応えなかったことが原因で、下校後、市内緑地公園で加害・被害生徒2名の暴行事件が発生した。途中、少し離れて様子をうかがっていた4名が、状況を見て制止に入ったが、被害生徒は鼻骨を骨折するなど負傷し、帰宅後、被害に気づいた父親が警察へ通報した。加害生徒は後日逮捕された。

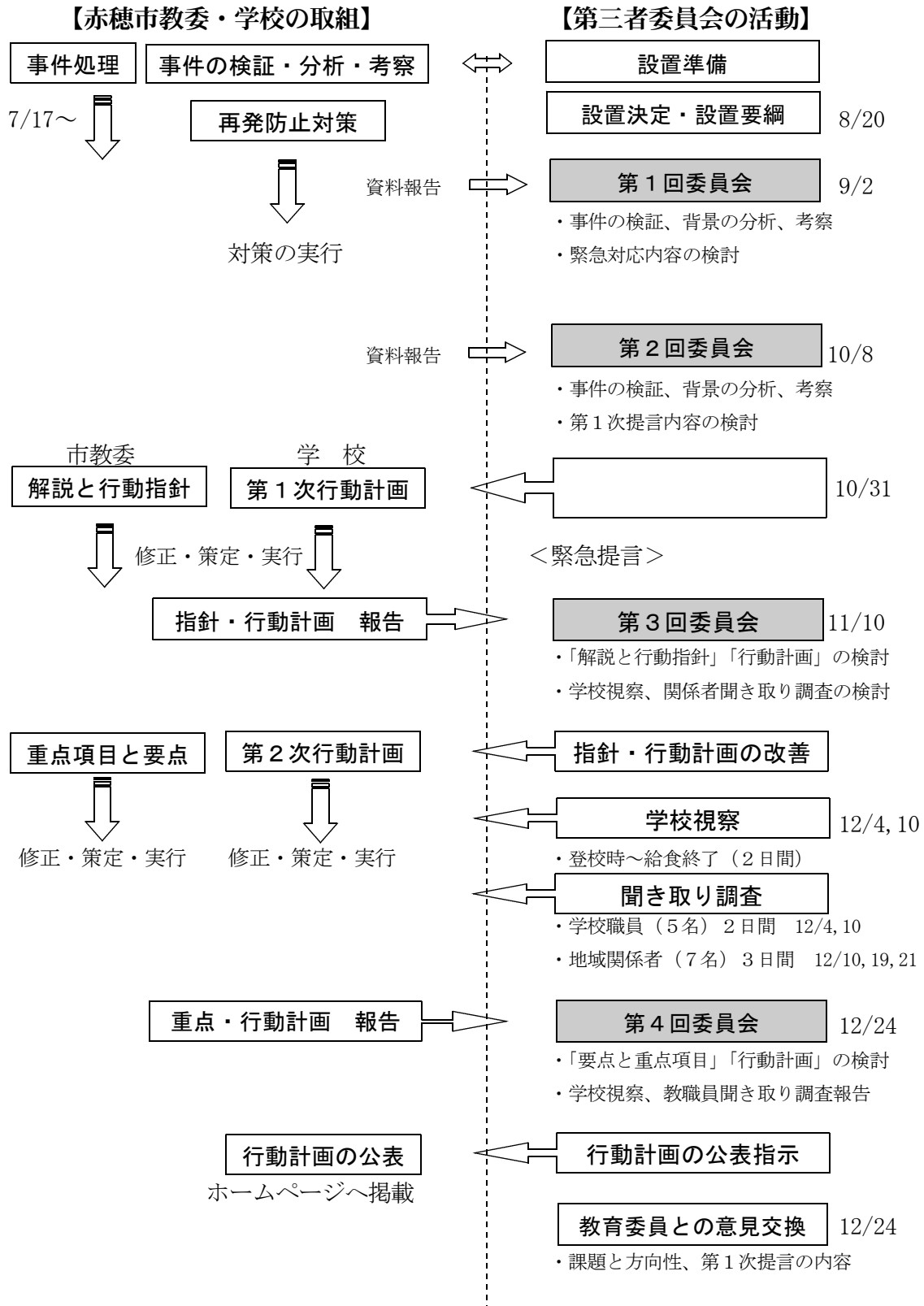
「いじめ・暴力」追放の実現に向けた学校や生徒による数ヶ月の取組は、生徒の心の耕しにまでは至っておらず、今後いっそうの取組の充実が必要である。

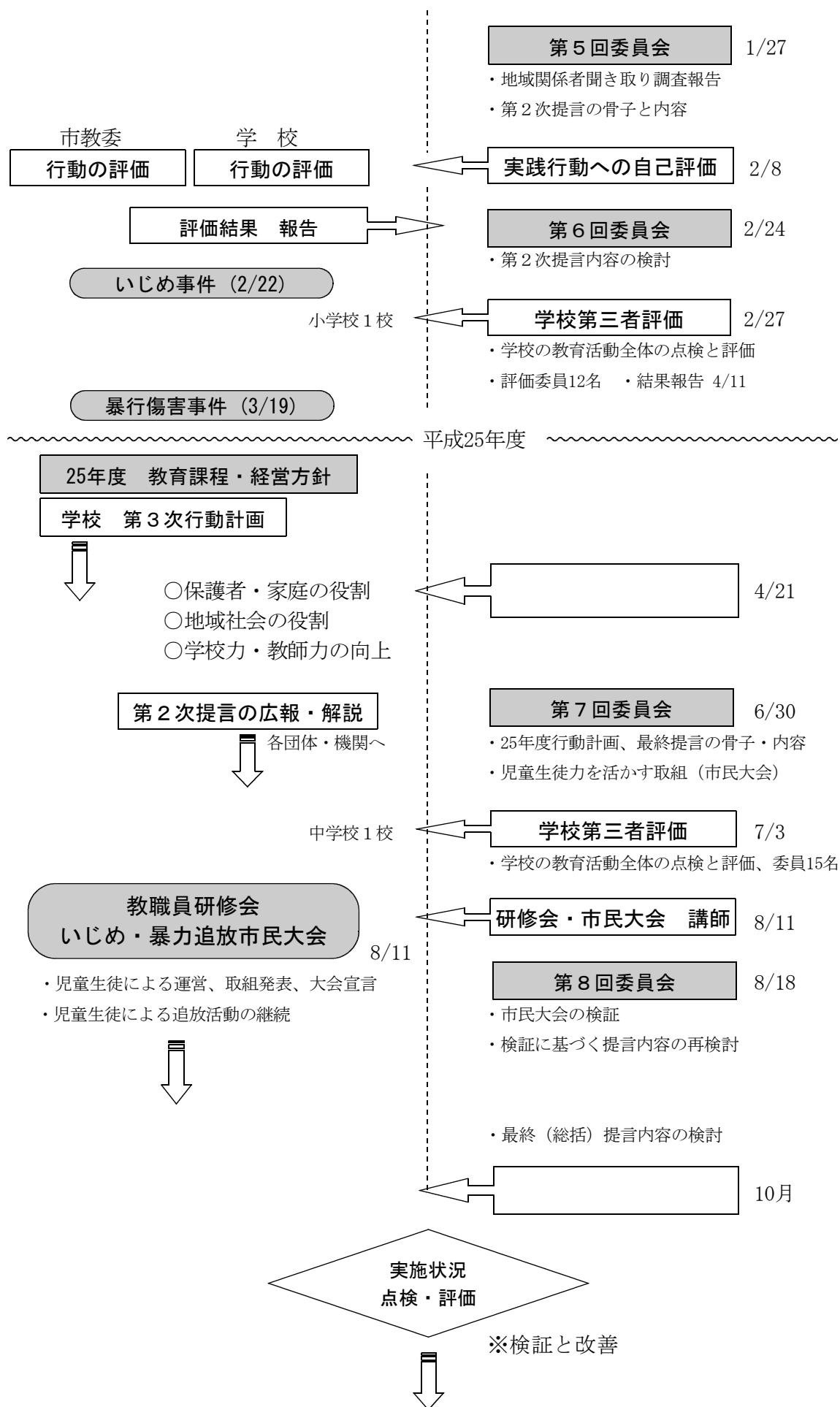
また、授業中にケンカの原因が発生したことを真摯にとらえ、今後さらに魅力ある授業づくりへの取組を進め、生徒を授業に集中させる授業づくりや学校づくりが求められる。

資料- 3

いじめ問題等再発防止に係る第三者委員会の活動

1 活動の経過





2 いじめ問題等再発防止に係る第三者委員会 設置要綱

赤穂市教育委員会

(目的)

第1条 中高生が加害者となり発生した一連の集団暴力事件について、第三者の立場から検証・考察することで、児童生徒と学校との関わりについての課題を明確にし、同様の事件を再発させない対策等について提言を行う「いじめ問題等再発防止に係る第三者委員会」(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、赤穂市教育委員会(以下「市教委」という。)の諮問に基づき、次の各号に掲げる事項について意見を述べ、必要な提言を行う。

- (1) 集団暴力事件について、関係する児童生徒の生活環境を含めた原因や背景について検証・考察し、再発防止のための具体的対策等を検討する。
- (2) 児童生徒が健全な社会人として育っていく体験学習の場として学校を捉え、学校教育及び学校環境が果たす役割と責任を見直し、改善に必要な対策等について検討する。
- (3) 不登校や怠学の児童生徒など、学校とのつながりが希薄な児童生徒への対応と関わりについて検討する。

(委員)

第3条 委員会は、5名の委員をもって組織する。

- 2 委員は、有識者及び学校教育に識見のある者のうちから、市教委が委嘱する。
- 3 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に、委員長及び副委員長1人を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選により決定する。
- 3 委員長は、会務を総括し、会議の議長となる。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(設置期間)

第5条 委員会は、委員を委嘱した日から設置目的を達成するまでの期間とする。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。但し、この要綱施行日以降、最初の会議は教育長が招集する。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数の時は、委員長の決するところによる。
- 4 委員会の会議は原則非公開とするが、議事の概要については、一般公表する。

(委員会の権限)

第7条 委員会は、市教委から提出された書類及び審議の対象となる事案に関して学校長が作成した書類等に基づき、審議する。

- 2 委員会は、審議のために必要と認めるときは、赤穂市教育委員及び市教委事務局職員、学校長その他の関係者に対し、出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は報告を求めることができる。また、関係学校及び関係機関を訪問し、現地での調査を実施することができる。

(守秘義務)

第8条 委員会の委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第9条 委員会に関する庶務は、市教委指導課において処理する。

(補足)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関する事項は、委員長が定める。

付 則

この要綱は、平成24年8月20日から施行する。

3 委員名簿

氏 名	所 属 所 ・ 職 名 等
浅 野 良 一	兵庫教育大学大学院 学校教育研究科 教授
竹 内 和 雄	兵庫県立大学 環境人間学部 准教授
後 藤 純 二	姫路市立総合教育センター 所長
羽 田 由 可	H&S 法律事務所 弁護士
今塩屋 登喜子	兵庫県スクールカウンセラー (スーパーバイザー)

＜事務局＞ 赤穂市教育委員会 (24年度)

(25年度)

教 育 長	室 井 久 和	室 井 久 和
教育次長	平 井 正 彦	平 井 正 彦
指導課長	尼 子 勝 義	藤 本 浩 士
係長 (指導主事)	鍋 島 真 弓	鍋 島 真 弓
係長 (指導主事)	山 野 寛	入 江 秀 史
係長 (指導主事)	大 鷹 義 裕	大 鷹 義 裕
主査	尾 崎 加 奈	尾 崎 加 奈

資料- 4

「いじめ・暴力追放」市民大会

1 大会の概要

◇平成25年8月11日（日） 赤穂市文化会館 小ホール

◇【第1部】赤穂市教職員研修会 10:30～11:50〔80分〕

- ・テーマ 『いじめ・暴力追放をめざす学校力・教師力の向上』
- ・講師 後藤 純二 先生（姫路市立総合教育センター所長）
- ・対象 教職員（保・幼・小・中）、PTA、一般市民

◇【第2部】「いじめ・暴力追放」市民大会 13:45～15:45〔120分〕

- ・司会 赤穂東中学校 生徒代表
- ・あいさつ 赤穂市教育委員長 山本 千代
赤穂市長 豆田 正明
- ・経過報告 赤穂市教育長 室井 久和
- ・実践発表 『いじめ・暴力追放をめざして ～私たちの取組～』
＜発表1＞ 赤穂市立塩屋小学校 児童代表
＜発表2＞ 赤穂市立赤穂中学校 生徒代表
- ・大会宣言 赤穂市立赤穂西中学校 生徒代表
- ・講評 『児童力・生徒力による いじめ・暴力の追放』
＜講師＞竹内 和雄 先生（兵庫県立大学環境人間学部 准教授）
- ・あいさつ 赤穂市立坂越中学校 生徒代表
- ・対象 教職員（保・幼・小・中）、PTA、児童・生徒
後援団体・機関、地域団体（自治会等）、一般市民

◇大会の趣旨 （案内チラシより）

「事件」から1年が過ぎようとしています。赤穂市教育委員会と学校は、再発防止のために、さまざまな取組や対策を進める一方、「いじめ問題等再発防止に係る第三者委員会」を設置し、専門的で客観的、そして第三者という立場を生かした検証や助言・提言をいただくことで、軌道修正しながら子どもたちとの関わりを中心に改善を進めてきました。

また、子どもたちは、大人からの温かい見守りや支援を受けるだけでなく、子どもたち自身がいじめや暴力のない社会を築いていく主役として、子どもの目線で主体的に行動していこうと取り組んでいます。

この大会は、子どもたちが学校で取り組んでいる「いじめ・暴力追放」をめざした活動を互いに確認し合うとともに、広く市民の方にも知っていただく大会です。

子どもたちと地域の方とのつながりがより深まり、学校を含めた地域社会全体で子どもたちの成長を支えていくきっかけの大会になることを期待しています。

2 取組の指針

＜児童会、生徒会担当者会から＞

（１）児童生徒力と主体性の向上による「いじめ・暴力追放」

第１次提言の「４．児童生徒力と主体性の向上に関すること」に基づき、周囲の大人の見守りだけでなく、児童生徒の主体的な活動により、いじめを許さない・認めない集団を自分たちでつくっていかうとする取組です。

赤穂市の小・中学校は、それぞれの学校の資源や特色を活かした取組を進め、その経過や成果をこの冊子にまとめています。課題は全て解決していませんが、次のステップへの大きな土台になると確信しています。

（２）具体的な取組へ～「いじめ・暴力追放」憲章の制定と定着をめざして

取組の指針に沿って、小・中学校の特別活動担当者、児童会・生徒会担当者による打合せ会を実施し、「いじめ・暴力追放」憲章制定の趣旨と目的を確認するとともに、共通した取組の推進ができるよう共通理解を図りました。（H24.12.25）

□１．児童・生徒による「いじめ・暴力追放」憲章制定への取組にあたって

- ① 憲章制定への取組プログラムを策定する。
- ② 教師主導ではなく、児童・生徒の柔軟な発想とアイデアを生かす。
- ③ 学級→学年→全校へと取組を順次拡大していく。
- ④ 具体的で確実に取り組める内容にする。※長期的な視点で継続していく
- ⑤ 全員で確認する場を定期的に設定する。
- ⑥ 学校教育活動のさまざまな場面や機会を捉えて、教師側から意識的に憲章内容を踏まえた指導を展開することで、児童・生徒の意識への定着を図る。
- ⑦ 憲章は保護者や地域へ発信する。

□２．取組の日程

- ① 「いじめ・暴力追放」憲章の制定（平成24年度中）
- ② 新入生への説明とオリエンテーション（平成25年4月）
- ③ 年度初めの諸行事ごとに憲章の定着を図る取組を推進
- ④ 第１回赤穂市「いじめ・暴力追放」市民大会の開催

□３．留意事項

- ① 自分たちの力で「いじめ・暴力」をなくす方法を考える。
＊被害にあったとき、いじめや暴力を発見したとき、他人から聞いたとき
- ② 勇気を出して先生や親に知らせなさい・・・だけではなく、
＊知らせたことが周囲に分からない方法がないかなど、子どもの柔軟な発想による対策を引き出す。
- ③ 小さな仲間を少しずつ大きくしていく。
＊いじめ・暴力を許さないネットワーク（仲間）をつくる。
- ④ 子どもの取組を多くの大人に知ってもらおう。
＊大人の応援を得て、取組や活動を定着させる。

大会宣言

昨年、赤穂市内でいじめ、暴力が問題になりました。いじめは人の体だけでなく心も傷つきます。ボロボロになった体と心は、時に人を死へと追いやることもあります。さらに誰か一人でもいじめや暴力をすることで、周囲の人の笑顔も消え、誰も幸せになることはできません。だから、いじめはみんなの問題であり、みんなで見守っていかねばならないのです。

私たちは、安心して安全なみんなが心から笑って過ごせる学校に通いたいです。心から笑うことは、安心していられる場所なくてはできないことです。だから、みんなが心から笑える学校にするためには、まず体も心も傷つけるいじめを無くしていかなければなりません。

この一年、赤穂市の全ての小学校と中学校では、いじめをなくし、みんなにとって安心して安全な環境や学校をつくるための取り組みを行ってきました。スローガンや憲章を考え、全校生で守ることを誓いました。さらにいじめ防止を訴える標語や、みんなで作った作品を作ったりして意識を高め、みんなで行ってきました。

しかし、いじめをなくすことは、簡単にできるものではありません。でも、一人一人の思いやりが、一人一人の勇気が、一人一人の笑顔が、いじめをなくす力に必ずなると思います。

そんな一人一人の力が集まって、「仲間の力」となり、いじめを止めることができる、私たちは信じています。

仲が良くて、互いに信じ合える仲間。いろんな個性が集まった仲間。

私たちは一人ではできないことも、仲間がいるから乗り越えられる。頑張れる。

私たちは自分のためだけでなく、仲間のためにこそ力を発揮できる。

仲間がいるからこそ、大きな喜び、大きな感動を生み出すことができる。

そんな仲間がいるから学校が楽しい。

私たちは、そんな「仲間の力」を知っています。

そんな仲間作りのためにも、一人ひとりをもっと尊重し、優しく手をさしのべてみましょう。

一人でも心配な子がいたら「大丈夫？」と笑顔で声をかけてみましょう。

私たちが望む安心して安全な、みんなが心から笑って過ごせる学校をつくるのは、私たち自身です。私たちはいじめや暴力は、みんなの問題だと考えます。声をかける勇気と止める勇気、そして相手を思いやりやさしい気持ちで、一人ひとりの仲間を大切にします。

そんな仲間作りを進めていきます。

私たちは「仲間の力」で必ずいじめや暴力を遠ざけ、みんなが笑顔で通える学校をつくっていくことをここに宣言します。

平成25年8月11日

児童・生徒代表 赤穂市立赤穂西中学校 田淵 健斗

いじめ問題等再発防止に係る第三者委員会

最終提言書（第3次提言書）

平成25年10月27日発行

編集・発行 いじめ問題等再発防止に係る第三者委員会

《代表者》 浅野 良一（兵庫教育大学大学院教授）

《事務局》 赤穂市教育委員会事務局

赤穂市加里屋 81番地

TEL 0791-43-6860 FAX 0791-43-6895

製 本 赤穂市教育委員会事務局 指導課